

第3回 船橋市総合計画審議会 議事録

日時 平成22年12月16日(木) 18時00分～21時00分

場所 船橋市役所9階 第一会議室

出席委員 武藤博己会長、中村正董副会長、金沢和子委員、川井洋基委員、斎藤忠委員、まきけいこ委員、有馬和子委員、北澤哲弥委員、斎藤哲瑯委員、内海優委員、河村保輔委員、椎名博信委員、村田佐江子委員、本木次夫委員、森田基委員、山下瑠璃子委員(以上16名)

※欠席 村木美貴委員、石井庄太郎委員、伊藤壽紀委員、深沢規夫委員(4名)

市側出席者 金子企画部長、林環境部長、小原児童家庭課長、西岡環境保全課長、須藤生涯学習部長、二通総務課長、小川経済部長、狩野商工振興課長、事務局(山崎企画調整課長、野沢課長補佐、三澤、石原、三輪、市川、矢野、松丸)

傍聴者 0名

議事内容

1. 前回までの検討事項について(序論・第1章・第2章)
2. 分野別計画 第3章・第4章について
3. その他

■資料の確認

(会長)

- ・資料の確認を事務局よりお願いします。

(事務局)

- ・一番上にごございますのが本日の次第です。次第の下部に資料1～10と記載しておりますが、このうち資料1～4につきましては、先日、小委員会にご出席いただきました方には直接お渡しし、ご出席いただけなかった方には郵送させていただきました。その他の本日ご用意しました資料についてご説明します。資料5は、第1回小委員会での意見をまとめたものです。資料6は、これまでの積み残し事項を整理したものです。資料7につきましては、資料6で別紙として示されたものの説明資料として作成しました。資料8につきましては、第3章・第4章で素案の修正箇所がいくつかございましたので、一覧にしました。資料9は前回の議事録です。皆様にご確認いただき、意見を反映させたものをお配りしました。最後に資料10として、本日の進行表をご用意しました。
- ・この他、お手元に2枚の紙がございます。穴が空いておりますのは「目標値設定理由確認シート」です。これは、事前にファイルでお配りしました資料1の一部です。前回お配りした時点では担当課における調整が間に合わず、後からになり誠に申し訳ございませんが、ファイルの34ページとして追加いただきますようお願いします。最後に、「ふなばし・イチ押し!コレクション“パシャカシャ”」というチラシを入れさせていただきました。こちらは、後期基本計画の周知啓発事業の一環として、昨日から来年1月31日

までの間に、船橋のお気に入りの場所やモノ、人々の活動などを写真に撮り、市宛に Eメールもしくは郵送で送っていただくよう募集しているものです。集まりました写真は、後期基本計画の写真として使用する予定です。皆様にも周知にご協力いただければ幸いです。

(会長)

- ・ それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日の議事 1、「前回までの検討事項について」ですが、資料 5 は 12 月 7 日に開催いたしました小委員会の内容をまとめたものです。これについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- ・ その前に、本日初めてご出席いただきました委員より自己紹介をお願いします。

(斎藤哲瑯委員)

- ・ 授業と重なったため、前 2 回の委員会に出席ができませんでした。専門は教育社会学、生涯教育学です。今の少子高齢化のなかで子ども達の目線で世の中を見ていくとともに、生涯学習の視点からどのように人生を生きていくかなど、今日的な課題に取り組んでいます。よろしくをお願いします。

(有馬委員)

- ・ 私も前 2 回が大学の授業と重なりまして、どうしても抜けられず欠席させていただきました。申し訳ありませんでした。平成 7 年度から平成 17 年までの約 10 年間、千葉県スクールカウンセラー拠点校としての船橋中学校等で長い間活動させていただきました。また、「ふなばし健やかプラン 21」の前期・後期の計画策定作業で副委員長を務め、現在も引き続き当プランの推進評価委員を務めております。このような立場から、船橋を知る多くの機会をいただき、本審議会でも何らかの発言ができればと思います。よろしくをお願いします。

1. 前回までの検討事項について (序論・第 1 章・第 2 章)

(事務局)

ー資料 5 「第 1 回小委員会での意見」について説明

- ・ 12 月 7 日午前中に第 1 回小委員会を開催しました。ご出席いただきました委員につきましては、資料 5 の最上部のとおりです。本当にありがとうございました。この時の議論の内容を簡単にご説明させていただきます。

1 つ目の議題、「序論第 2 章第 2 節コミュニティ区域の記載方法について」(素案 13 ページ) ですが、第 2 回審議会の終了時に、事務局においてこれまでの経緯を整理し、皆様

に情報提供差し上げてから小委員会で議論いただくことになっていたものです。事務局にて庁内の議論の経緯をお調べし、皆様に情報提供させていただきました。特に、一番最近、坪井のコミュニティが独立した際に庁内で行われました研究の過程、また、決済に記載されておりました合意の内容をご紹介させていただきました。そこには、地元住民の十分な意思がないままに行政が分割を推進することは、コミュニティ活動の精神に反するということが記載されており、小室地区、丸山地区、浜町・若松地区につきましては、地元住民による機運の盛り上がり等、分割の要請があった場合には検討・対応するという文書でした。

一方、本木委員からも文案をメモとして小委員会にご提出いただきました。資料1ページ下の点線で囲んだ部分です。朗読してご紹介します。

(1) 地域コミュニティ

- ・地域的な視点に立ち、地域ぐるみの様々な活動を促進するために設定する区域。
- ・現在は24地区に設定しています。将来的には地域特性を勘案し、小室、丸山、浜町・若松地区と併せて27地区としていくことを検討します。ただし、コミュニティは住民が快適で安全な日常生活を営むための基礎的単位であることから、住民の意思・地域的条件・生活環境の現状等から見てコミュニティとしての、まとまりある生活環境を整備することに適すると住民・行政共に判断される地域であること。

(2) 行政ブロック

- ・広域的行政施策を推進するため、市域を東部・西部・南部・北部・中部の5地区に分けています。また、各行政ブロックは、複数の地区コミュニティで構成されています。こういった形で素案13ページを書き換えてはいかがか、とのご提案でした。

これらを踏まえ、小委員会で議論いただきました結果を箇条書きにしておりますので、ご紹介させていただきます。

- ・27地区という地区数および未成立の3地区（小室、丸山、浜町・若松）の名称については記載するが、「検討していく」等の緩やかな表現に直して記載することが望ましい。
- ・コミュニティの独立については、地域の合意や独立に向けた機運の盛り上がりの有無が最も重要であるため、但し書きとして、「(新しいコミュニティが成立したと)住民・行政がともに判断した場合」という意味を付け加えることが必要である。
- ・これらの観点を踏まえ、本木委員提案の文案を元にするのが適切である。
- ・本木委員から提案のあった、「行政コミュニティ」という今の名称を「行政ブロック」に言い換えることについては、用語の変更による影響について事務局にて検討する。あわせて、「ブロック」以外の適切な用語があるかについても再検討を行う。

以上が小委員会の結論でした。

なお、「行政コミュニティ」を「行政ブロック」に言い換える場合の影響等につきましては、現在、各所管でどのような使い方をしているか、また、変更した場合の問題の有無

について庁内で調査をしております。間もなく結果が出ますので、次回にご報告させていただきます。

裏面に参りまして、2つ目の議題でございました「序論第2章第3節計画における市民の役割について」（素案16ページ）をご説明させていただきます。

これにつきましては、押しつけるような表現はよくないのではないかとのご提案がございましたので、小委員会でご議論いただきました。

その結果、次にご紹介するような結論となりました。

- ・住民参加を求めるような記載の場合、「必要である」といった行政が住民に強制すると感じさせる文章ではなく、「求められる」「望ましい」などの言葉を使い分けて利用するのがよい。

次に3つ目の議題、「第2回審議会までの積み残し事項の整理について」ということで、時間の許す範囲でご議論いただきました。

まずは、「序論第2章第1節「6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待」に対するまき委員の指摘事項について」（素案10ページ）です。

委員からのご指摘と申しますのは、資料6の1ページにございますように、

- ・船橋市では「新しい公共」まで至っておらず、実態と乖離しているため、埋めるための方向性を記載すべきではないか。

というもので、これを受けてご議論いただきました。

その結果は、次のとおりです。

- ・10ページ中段の財政状況の厳しさについて記載されている部分について、「新しい公共」を、行政サービスを肩代わりさせる手段としてとらえているようにも受けとられてしまうのではないか。それを避けるため、財政状況の厳しさに関する記載は削除する。
- ・その上で、行政サービスについて従来は幅広い範囲で行政が担いすぎてきた点もあることを踏まえつつ、今後新たなサービス提供のあり方が必要である旨を記述する表現に変更する。

次に、「(2) 序論第2章第1節全般に対する金沢委員およびまき委員の指摘事項について」という部分をご説明します。

ご指摘の内容は、資料6の2ページにございます。

金沢委員からは、市民の家計状況をどうするのかということについて、もっと記述が欲しいとの意見をいただきました。

まき委員からは、格差と貧困の状況が序論の6項目中の所々で書かれているけれど、現状認識としてはまだ甘いのではないかと意見をいただきました。

これを受けての議論の結論は、次のとおりです。

- ・全体的に、近年（直近）の動向を盛り込みつつ、貧困や就労環境、有効求人倍率、世

帯構成の変化など、このまま放置出来ない状況や課題、船橋市の特徴が分かる内容を加える。

特に、リーマンショック以降の厳しい状況を、序論の課題分析の1番と6番に記載してはどうかという意見もございました。

最後に、分野別計画第1章に関しても議論をいただきました。

こちらに対しては、本木委員および金沢委員から、「地域一体となった社会福祉」という用語について、社会福祉を地域福祉に置き換えてはどうかというご提案をいただきました。しかし、小委員会においても整理がつかず、引き続き概念を整理して事務局より再度提案を行うという結論になりました。

つきましては、今回、資料7ということで、再度整理したものを事務局より提案させていただきますので、後ほどご説明します。

小委員会につきましては、以上です。

(会長)

- ・小委員会の議論を本審議会でご承認いただけるかどうか、議論したいと思います。
- ・小委員会に出席された方は、議論の経過も十分に理解されていると思いますが、何か意見はございますか。

(まき委員)

- ・資料5の裏面、「3.(1)」の2点目の記載内容のうち、「行政サービスについて従来は幅広い範囲で行政が担いすぎてきた点を踏まえつつ」という表現は、いかがなものかと感じています。ご議論いただければと思います。
- ・「新しい公共」の概念は、当事者である市民の声を行政の施策に一層反映して、よりよい施策を展開できるようになることが一番の利点だと考えます。行政が担いすぎてきたという点を踏まえなくても「新しい公共」へのアプローチは実現すると思います。

(会長)

- ・私が「これまで行政が担いすぎてきた」という発言をした記憶がございます。しかし、ここまで記載しなくてもよいかもしれません。「幅広い範囲で行政が担ってきた点を踏まえつつ」という表現に修正してはいかがでしょうか。(異議なし)
- ・小委員会にご出席いただけなかった方より、まず、コミュニティについての意見をいただきたいと思います。計画には27区域にする旨を明記し、そのための住民の中での合意、並びに行政との合意手続きについて記載しています。意見がございませんようでしたら、いずれかの段階で事務局が修正案を作成し、総合計画審議会の最終回までに委員の皆様にご確認いただきたいと思います。

(本木委員)

- ・小委員会でも申し上げましたが、後期計画に具体的なコミュニティの名称（小室、丸山、浜町・若松）を記載するか否かまだ迷いがございます。前期計画との連続性を考えて文案に記載しましたが、コミュニティ活動を行っておりますと、なぜ計画に具体的に記載されたのかという質問が住民から多く寄せられます。行政計画に記載する場合は、その理由を審議会でも明確にしておくべきと考えます。

(会長)

- ・今後、地区の名称が変わる可能性も含め、コミュニティとして合意ができていないか否かにも不確かな部分があるということでしょうか。

(本木委員)

- ・坪井地区は特殊であり、10年以上前からコミュニティ活動を行ってきたために素直に受け入れられました。しかし、他の区域、例えば丸山、浜町・若松ではそのような機運について聞いたことはございません。行政計画に具体的な記載がございましたら、その地区の住民からは、自分の住む区域がコミュニティとして独立・分割する動きがあるのかという素朴な疑問があがります。

(会長)

- ・前期計画と後期計画の連続性や、今後の可能性については不確かな部分もございます。コミュニティ区域については地図として載せておりますが、事務局としてはどのようにお考えですか。

(事務局)

- ・前期計画では地図を掲載しており、後期計画も同様とすることも考えられます。
- ・行政としましては、これらの区域は、将来機運の盛り上がりがございますら、地区コミュニティとして独立していくことがよいと考えております。前期計画の策定時に、若松地区では大規模開発が予定されており、十分な人口規模になることが検討されておりました。また、小室と丸山につきましては地理的な条件もあり、将来独立する場合は容認してよいと考え、4地区を提案しました。
- ・行政計画に具体的な名称を記載するか否かにつきましては、記載に問題はないものと考えますが、「3地区については、現在機運はないが…」等の説明を加えた方がよいかもしれません。

(川井委員)

- ・数年前に行政に尋ねた際、人口規模と社会的な立地から4ヶ所の地名を明記した、との回答をいただいております。行政としてある程度の根拠を持って記載したもので、地名を記載しない場合は、ますますコミュニティというものが具体性に欠け、そもそも計画

に載せる意味を失ってしまいます。表現方法は事務局にお任せし、いま現在それなりの根拠があることを前提に、1つの目標・指標として地名を記載してもよいと考えます。

(本木委員)

- ・私自身は、前期計画との連続性を踏まえて記載すべきと考えます。記載しない場合も、市民の皆様は、記載しない理由について疑問に思われるはずだからです。ただし、この審議会で、個別地区の名称が記載された理由について認識を共有し、質問をいただいた際に説明が可能なよう準備しておく必要がございます。坪井の場合も住民の皆様から随分質問がございましたが、説明によって納得いただくことができました。今の事務局の説明で市民に納得いただけるという認識ならば、それでよいと思います。

(会長)

- ・地名につきましては、後期計画にも記載することよろしいでしょうか。(異議なし)
- ・小委員会で議論を行いました「序論第2章第3節計画における市民の役割について」に対して、意見はございますか。(特になし)
- ・序論第2章第1節における「「新しい公共」への期待」については、先ほど「行政が担いすぎてきた点を踏まえつつ」を「行政が担ってきた点を踏まえつつ」に修正するということですが、他に意見はございますか。(特になし)、
- ・序論第2章第1節全般について、「船橋市の特徴が分かる内容を加える」とございますが、事務局にてどこにどのように加えるのか文案を整理していただくということでした。他に意見はございますか。(特になし)
- ・では続きまして、分野別計画第1章の「地域一体となった社会福祉」という用語について、小委員会で議論をいたしました但不十分とのことで、再度整理をしていただきました。資料7(別紙)の1・2ページの説明をお願いいたします。

(事務局)

一資料7「船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針」のうち、「地域一体となった社会福祉の体制整備」(1～2ページ)について説明

- ・資料7の1ページをご覧ください。
こちらの資料は、先に開催いたしました小委員会での議論をもとに修正を加えたものです。追加・修正箇所は、裏面2ページになります。小委員会に出席された委員には重複する部分がございますが、最初から説明させていただきます。

まず、「地域福祉」という表現を法律上の定義から整理しました。社会福祉法第1条では目的を規定しており、第1条の本文3行目に、「地域における社会福祉」を「地域福祉」と定義しております。

また、第4条では地域福祉の推進として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営

する者および社会福祉に関する活動を行う者は、互いに協力し、地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように努めること、という趣旨の内容を定めております。

次に、「社会福祉」と「地域福祉」の一般的な定義としましては、「社会福祉」は高齢者、障害者等何らかの支援が必要な人に対してサービスを提供することを指し、サービスは個別法に基づき提供される、としております。

これに対し「地域福祉」は、先ほど説明いたしました社会福祉法第4条にございますとおり、地域住民、社会福祉関係者、行政が互いに協力し、地域住民が安心して暮らせるように課題に関わっていくこと、と整理できます。

ページをめくっていただき、「地域福祉の実態と素案における構成」をご覧ください。

小委員会で問題となりました、素案48、49ページで記載されている内容に、いわゆる「地域福祉」以外のものが含まれているか否かを整理するため、地域の実態と合わせて記述をいたしました。

地域福祉の実態としましては、地域における課題は、高齢者や子育て支援等々色々考えられますが、民生児童委員、地区社会福祉協議会、町会・自治会、ボランティア団体等がそれぞれ関わり、地域に密着した支援活動をされています。したがって、いわゆる「地域福祉」に該当するのは「これ」と「これ」などと明確に分類できるものではなく、地域の課題そのものが色々関係します。

これに対して素案の構成はどうかと申しますと、48ページでは、「地域福祉」の推進に向けた共助社会の構築のために、行政として支援することについて総論的に記載しております。高齢者施策、子育て支援施策も地域と密接に関わりますが、そちらにつきましては、例えば1-2-4で高齢者施策を、1-2-2で子育て支援を記載しております。このように分類して記載いたしましたのは、各行政分野の施策をわかりやすく記載するという観点からです。

考えられる対応方針ですが、法律や一般的な定義から見ますと、「社会福祉」が「地域福祉」より大きな意味で整理できると考えられます。

その上で、小委員会でのまき委員の「「地域一体となった社会福祉」が「地域福祉」を包括する概念ではないか」という意見が、「高齢者、子育て支援、障がい者等への支援も地域一体で取り組むべきもの」というお考えならば、地域住民に関わる様々な福祉支援としての「地域一体となった社会福祉」というものが素案1-2-1で記載する「地域福祉」の範囲より大きく、社会福祉の定義範囲に含まれると言えるかもしれません。

また一方では、「地域一体となった社会福祉」は「地域福祉」とほぼ同義と捉えることも可能と考えられます。

そこで、タイトルの修正方針としましては、
案①として修正しない、

案②として「地域一体となった社会福祉」を「地域福祉」と修正する、
案③として「社会福祉」を「地域福祉」に単純に改めますと「地域一体となった地域福祉」となり、「地域」が重複することから、例えば、資料にお示ししたような案が考えられます。

これらを参考に修正の是非について引き続き議論をお願いいたします。説明は以上です。

(会長)

- ・案をきちんとお作りいただきましたので、この中から選択しても大丈夫だと思いますが、いかがでしょうか。

(本木委員)

- ・素案 32 ページ、「政策 2. 心のかよった社会福祉の推進」はよいと思います。社会福祉のコンセプトの中には、地域福祉、子どもの育成、障害者の問題、健やかな高齢期を過ごすための施策もすべて含まれると理解しております。地域が一体となった福祉活動を進める部分は、法律上でも地域福祉と位置づけられているのではないのでしょうか。政策を社会福祉、基本施策 1 を地域福祉と区分すればよいと思います。

(会長)

- ・資料 7 案③の、「地域一体となった社会福祉」から「地域一体となった福祉」あるいは「住民一体となった地域福祉」への修正が最もよいというご意見と理解しましたが、これについてはいかがでしょうか。

(事務局)

- ・先ほどの定義の中で出て参りましたが、地域福祉を推進する主体は住民だけではございませんので、本木委員の発言は、案②の「地域福祉の体制整備」の方が近いのではないかと思います。

(本木委員)

- ・案②でよいと考えます。

(会長)

- ・ただいまのご意見を踏まえ、案②の「地域福祉の体制整備」に修正といたします。
- ・他に意見はございませんか。(特になし)
- ・次に、分野別計画第 1 章に対する金沢委員からのご指摘に関して、資料 7 の 3 ページについて説明をお願いします。

(事務局)

一資料7「次代を担う子どもの育成」(3ページ)について説明。

- ・資料7の3ページをご覧ください。

補足説明といたしまして、福祉と教育の連携の実態からご説明します。

来年度に就学する子どもの就学先は、総合教育センターを主体に相談会や生活状況を把握する等の機会を設け、就学指導委員会で審議された答申をもとに保護者と協議しながら決定されます。

また、こども発達支援センターやことばの相談室では、就学先を決定する過程で連携する仕組みができており、子どもの生活状況や就学後に配慮することが引き継ぎ書としてまとめられ、就学先へ届けられることになっております。

このような連携が図られている中、素案にどう記載するかにつきましては、

案①として、就学前児童の療育支援について記載した1-2-2-施策4)「療育支援の充実」に加筆するということが考えられます。

また、案②としましては、特別支援教育について記述した3-3-2-施策1)「教育内容の充実」に加筆するという方法が考えられます。

福祉と教育の連携という視点から見ますと、就学後の教育内容の向上という側面が強い3-3-2(案②)よりも、早期療育支援を就学先での生活に繋げていくという視点で1-2-2(案①)に記述する方が、より適切ではないかと考えられます。

この場合は、施策4)「療育支援の充実」の本文中へ、関係機関との連携により発達に応じた適切な支援が就学後も継続される体制作りを進める、という趣旨の記述を加えることが想定されます。

こうした方向性での加筆・修正の是非について、引き続き議論をお願いします。以上です。

(会長)

- ・問題を提起された金沢委員、いかがでしょうか。

(金沢委員)

- ・素案51ページに加えるという事務局のご提案でよいと思います。船橋市は就学前までの福祉の連携に非常に力を入れており、子ども発達相談センターから総合教育センターへの引き継ぎなど、きめ細かくご対応いただいております。ところが、素案に全く記述されていない点が気になりましたので、福祉の部分にあたる施策4に記述いただくとよいと思います。

(会長)

- ・ただいまのご意見は、事務局から示された対応方針の3点目「施策4）「療育支援の充実」の本文中へ関係機関との連携により、発達に応じた適切な支援が就学後も継続される体制作りを進めるという趣旨の記述を加筆する」に該当すると理解いたしました。これについて意見はございますか。(特になし)
- ・引き続きまして、分野別計画第2章に関する資料7の4ページについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

一資料7「自然と共生したまちづくり」(4ページ)について説明

- ・まず、補足の説明をさせていただきます。
他市との連携につきましては、基本施策2-1-3の「現況と課題」第3段落において、「生物多様性が確保された三番瀬を未来に引き継ぐため、三番瀬の保全・再生に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、千葉県及び関係自治体(市川市、浦安市、習志野市)との連携の強化により広域的な課題の解決を図っていく必要があります。」と記載しております。
また、「基本方針」の中の「施策の方針」第2段落におきまして、「健全な生態系を保全・再生・創出するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、広域的な連携にも配慮しながら、生息・生育空間を適切に配置したエコロジカル・ネットワークの形成に取り組みます。」と記載しております。
施策2の三番瀬の保全・再生は、この「施策の方針」に基づいております。
習志野市と協力しあう部分につきましては、今のところ、具体的な整理はしていませんが、ラムサール条約への登録も含め、三番瀬の保全・再生のための意見交換会など、習志野市をはじめ、市川市、浦安市との連携により行っているところで、いずれ、この連携の中で整理されるものと考えております。

以上のことから、ご指摘への対応としましては、「三番瀬についての広域連携をどう書くか」を検討することが考えられます。

方向性としては、次の2つが想定されます。

- ① 施策の方針に広域連携に関する記載があり、これを受けて、施策2)三番瀬の保全・再生も広域的な連携の方向にあることから、特に記述の追加はしない。
- ② 施策2)三番瀬の保全・再生の本文に、「関係自治体と連携しつつ～」等の文言を追加する。

これらいずれかの方向性あるいは他の方法について、議論をお願いいたします。説明は以上です。

(会長)

- ・ただいまの説明は、素案 76 ページに関するものでしたが、ご指摘いただいた椎名委員、いかがでしょうか。

(椎名委員)

- ・対応方針の②にございますように、三番瀬の保全・再生の本文に「関係自治体と連携しつつ」という文言を追加していただければ結構です。

(本木委員)

- ・ラムサール条約などでは谷津干潟との連携を図りつつ三番瀬の再生・保全を進めることを目指します、と千葉県再生計画で提案しております。最終的には 12 月 22 日開催の千葉県の再生会議で決定されると思いますが、これが三番瀬の新事業計画となり、船橋、谷津、浦安、市川を一体として進めていくのが千葉県の方針です。
- ・県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国との連携は再生計画の中でも謳っているため、当然の対応だと思います。

(会長)

- ・椎名委員からも対応方針②でよいとの意見をいただきましたが、「関係自治体と連携しつつ」という文言を加えることで本木委員の発言とも矛盾はございません。これについては、いかがでしょうか。

(北澤委員)

- ・三番瀬の再生基本計画でも、三番瀬と谷津干潟と行徳については具体的な地名が示され、「それぞれの関係市と連携をとりつつ…」と表現されておりますので、②の対応でよいと考えます。

(会長)

- ・では、そのようにさせていただきたいと思います。
- ・続きまして、資料 7 の 5 ページについて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

ー資料 7 「自然と共生したまちづくり」(5 ページ) について説明

- ・資料 7 の 5 ページをご覧ください。
同じく、基本施策 3 「自然と共生したまちづくり」の「現況と課題」において、「生物多様性が確保された三番瀬」と記載されていることについて、環境を復元しなければならない中でこうした記載は妥当なのか、との指摘がございました。

このことについて、補足の説明をいたします。

まず、「生物多様性が確保された三番瀬」という記述は、「未来に引き継ぎたい三番瀬の姿」を表したものです。この「生物多様性が確保された三番瀬」の復元につきましては、三番瀬の保全・再生に向けた総合的な取り組み、千葉県及び関係自治体との連携による対応の結果、可能になると考えます。

現在の記述ではこのような意図がはっきりせず、誤解を招きやすいということならば、次のような記述にしてはいかがでしょうか。審議会にて議論をお願いします。

修正案1は、「生物多様性が確保された」という記述の後に、「状態の」という言葉を追加するというものです。

修正案2は、「生物多様性が確保された」という記述を「生物多様性に富んだ」という記述に変更するというものです。

説明は以上です。

(会長)

- ・川井委員、いかがでしょうか。

(川井委員)

- ・修正案①、②とも、一般市民に誤解を与える可能性があると考えます。先ほどの本木委員の発言にございました三番瀬再生計画の「再生」という言葉が、三番瀬の現状を如実に物語っております。
- ・新聞報道によりますと、今年は青潮の発生により三番瀬の9割のアサリが死んだとのこと。アサリが死んだのならば、底生生物のカニや貝など他の生物も死滅しているはず。そのような状態が三番瀬の現状です。現状撒いているアサリも、ほとんどが船橋産ではなく中国産や北朝鮮産です。また、青潮だけでなく赤潮も発生しております。
- ・こうした中で「豊かな三番瀬を引き継ぐ」と記載するのは違和感がございます。再生の必要性にもっと重点を置く必要があると考えますので、修正案①、②とも納得しかねます。専門家である北澤委員の意見を伺いたいと思います。

(北澤委員)

- ・確かに三番瀬の自然環境調査等の記録を見ますと、漁業資源も含めて、生物多様性の質・量とも確実に減少しております。水鳥につきましても、ミヤコドリなど若干増加しているものもございますが、生物相としては全般的に貧弱になっております。
- ・川井委員のご発言のように、三番瀬の生物多様性を保全・再生していくという形で、未来に向けてよりよくしていく方向性で記載することがふさわしいと思います。

(本木委員)

- ・「再生・保全」をめぐる円卓会議が立ち上がりました際に、かなりの時間をかけて議論いたしました。最終的に再生基本計画では、「三番瀬の生物と環境の多様性は著しく減少し」という前提で、海と陸との連続性や、人と海の関係などについて議論が行われました。生物多様性が減少しているために再生が必要であるとして議論いたしました。

(内海委員)

- ・川井委員から中国産のアサリが三番瀬に撒かれているとの発言がございましたが、三番瀬のアサリは、その土地から発生したものが撒かれております。川井委員のご指摘は、春から夏にかけて海浜公園での潮干狩りのために区域を限って撒いているものに対してと思われまので、誤解を解いていただきたいと思えます。

(会長)

- ・三番瀬の生物多様性が減少している認識のもとで、多くの方から三番瀬の再生が必要という意見をいただきました。その方向で、再度文案の修正をお願いしたいと思います。

(まき委員)

- ・本木委員から先ほど「再生・保全」との発言がございましたが、該当する施策の本文では、3ヶ所で「保全・再生」と記載されております。両者は意味が違ふと考えます。再生したものを保全するのであれば、「三番瀬の再生・保全」に修正すべきではないでしょうか。
- ・川井委員のご指摘のとおり、修正案①、②とも誤解はそのままになると考えます。「生物多様性が確保される三番瀬・・・」などの案も考えましたが、表現が弱いため、文章を検討していただきたいと思えます。

(会長)

- ・では、事務局に今の議論を踏まえて文章の再考をお願いしたいと思います。
- ・最後に、6ページの3Rから2Rへの議論について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

—資料7「循環型社会の構築」(6ページ)について説明

- ・資料7の6ページをご覧ください。
第2章、政策2、基本施策2「循環型社会の構築」において、リサイクル率の向上をうたい3Rの観点から記載されていることについて、リユースとリデュースの2Rの観点で記載することを検討してほしいとの指摘がございました。

ここで、3R、2Rの考え方について説明させていただきます。

3Rとは、平成17年4月に発行された環境省の資料によりますと、廃棄物の発生抑制を意味するリデュース、再使用を意味するリユース、再生利用を意味するリサイクル、のRで始まる3つの言葉の総称です。

リデュースとは「物を大切に使い、ごみを減らすこと」、リユースとは「使えるものは繰り返し使うこと」、リサイクルとは「ごみを資源として再び利用すること」です。

さらに、リサイクルには、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの2つがあります。

廃棄物の最小化には、まずリデュースに最重点を置き、続いてリユースを行い、その次にリサイクルを進めるという順番で取り組むのが効率的とされています。

こうした3Rの考え方に対して、リサイクルでは生産・消費・廃棄という構造が変わらず、ごみの減量につながらないため、2Rへの転換を推進しようとする考え方があり、前回まき委員から意見をいただいたところです。

本市の環境部では、まずはリデュース・リユースにより減量化を進めることを第一に考え、それでも排出された廃棄物については、やはりリサイクルを進めることも必要と考えており、3Rによる循環型社会の構築を推進しているところです。

対応方針といたしましては、次の2つが想定されます。

- ① 特に文言の追加はしない、
- ② 3Rの順番（まずリデュースに最重点を置き、続いてリユースを行い、その次にリサイクルを進めるというような順番）がわかる表現とする

これらいずれかの方向性あるいは他の方法について、審議会にて議論をお願いします。説明は以上です。

(会長)

- ・まき委員、いかがでしょうか。

(まき委員)

- ・3つのRの順番が市民にきちんと理解されていないことを一番の問題点と考え、前回、問題提起を行いました。
- ・対応方針②にあるように、3つのRについて重要性の順番をきちんと明記していただくことでよいと思います。

(本木委員)

- ・私ども自連協では、地球温暖化防止の観点からペットボトル再生工場の見学などを行っておりますが、電気の消費量が非常に大きいという問題がございます。地球温暖化を防ぐという観点から、課題は色々あるということ、ごみ減量検討委員会の青木先生など

も盛んに講演会等で主張されています。ただ、3Rを2Rに変更するとなると、リサイクル運動の推進母体である立場としても困りますので、順番を明記する方針②で対応いただければありがたいと思います。

(会長)

- ・リサイクルは色々な取り組みが行われており外すわけに参りませんが、課題はあります。3Rの重要性の順番が分かるような表現を入れていただくことで合意としたいと思います。
- ・最後の1点(その他)については、先送りとさせていただき、本題に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

2. 分野別計画 第3章、第4章

(事務局)

一 「素案」第3章、第4章について説明

- ・それでは、第3章について説明させていただきます。素案の103ページからです。本章では、将来都市像として「文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち」を掲げ、文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成に向けた取り組みとして4つの政策と9つの基本施策、26の施策で構成されています。まず、全体的な体系の話として、事前にお送りしました資料2の3ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは施策の新旧対照表となっており、現在の取り組みに応じて体系を組み直したもので、小分類単位で対照を示しております。主要事業レベルの比較については、資料3の7ページからとなります。以上、簡単にご紹介としまして、素案の説明に戻らせていただきます。

素案の104ページに移ります。

ここでは、政策の1「潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築」に向けた取り組みについて述べております。

● 311 生涯学習の推進

まず、3-1-1「生涯学習の推進」についてご説明します。

この基本施策では、一人ひとりが、あらゆる機会あらゆる場所において学習することができるような、市民主体の生涯学習活動の促進・支援に向け、誰もが参加できる学習機会や環境の充実についての施策を記載しております。

指標については、各施策に対応して1つずつ設定しております。

施策3につきましては、主に公民館と図書館両方について述べておりますが、施策2に

対応する指標とした「社会教育事業への参加者数」とは、主に公民館で行われる事業内容を示したものですので、3つ目の指標については図書館をメインとし、図書館における一人当たりの貸出数として設定しました。

目標値の設定理由につきましては、以前ご指摘いただいたとおりですが、資料1の35ページから44ページまでが3章の該当箇所となっておりますので、見比べていただければと思います。

- 312 生涯学習によるまちづくりの推進

次に、106ページに移ります。

3-1-2「生涯学習によるまちづくりの推進」についてですが、こちらは、新たに基本施策を立てたものです。これまでの生涯学習活動の成果を活かして、社会の変化に対応したまちづくりを行うために、家庭・学校・地域の連携と体制整備についての施策を記載しております。

指標といたしましては、「生涯学習サポート事業件数」とふなばし市民大学校の修了者数を挙げております。このうち「ふなばし市民大学校まちづくり学部の修了者数」については、スポーツプランナー、ボランティア、学びのコーディネーター、ふなばしマイスターといった学科がございますが、ここで学んだ方が市内でどれくらい増えたかを表わすため、累積延べ人数で表示しております。

- 321 個性豊かな市民文化の創造

続いて、108ページ、ここからは政策の2「文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり」に向けた取り組みについて述べております。

3-2-1「個性豊かな市民文化の創造」についてですが、この基本施策では、市民に「ふるさと船橋」へ愛着を持ってもらうため、市民自らが参画する、船橋らしい芸術文化活動の振興や、地域活性化の資源とされる文化財の活用などについての施策を記載しております。

指標としては、芸術文化施設・または博物館への入館者数を設定しております。

ここで1点修正がございます。2つ目の「博物館の入館者数」ですが、現在4万人という目標値を掲げておりますが、過去5年間の実績で3,668人増えており、今後10年間でその2倍、7,336人増を目標とすることとし、実績にこれを加えますと43,857人、端数を丸めまして44,000人を目標値として変更したいと所管課より申し出がございました。お手数ですが、修正をお願いします。

- 322 いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興

次に、110ページ、3-2-2「いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエ

ーションの振興」についてですが、この基本施策では、昭和 58 年に行ったスポーツ健康都市宣言の趣旨に基づき、多様化する市民のスポーツ・レクリエーション活動に対応するため、いつでも、誰でも、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション推進体制や環境の整備、活動の促進についての施策を記載しております。

指標につきましては、「統合型地域スポーツクラブ設立数」、「地区コミュニティで実施したスポーツ行事への参加者数」、運動広場の整備数の 3 点を挙げております。

こちらにつきましても修正があり、「地区コミュニティで実施したスポーツ行事への参加者数」ですが、当初の担当課の予測では、10 年後に 65 歳以上が約 3 万人増となり、その約半数に参加いただきたいことから、現状値（H21）の 4.2 万人に 1.5 万人を加え、目標値を 5.7 万人としておりました。

しかし、さすがに 1.5 万人増は実現性が薄いため見直すものとし、過去 5 年間の参加者平均が約 4.5 万人ですので、ここ数年参加者が減少傾向ではございますが、この平均値を維持するものとし、努力目標 5 千人を加え、5 万人と変更したいと所管課より申し出がございました。

● 3 3 1 関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上

続きまして、112 ページ、政策の 3 「心豊かにたくましく生きる子どもの育成」に向けた取り組みについてご説明します。

まず、3-3-1 「関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上」についてです。この基本施策では、子育てに関する家庭の不安などに対し、その不安を払拭し、家庭教育が果たす役割とその重要性に対する保護者の認識を深めていただくため、学校・家庭・地域の連携により、地域の教育力を高め、相談体制の充実を図ることによって、地域の子どもを地域で守り育てることができるような体制の整備についての施策を記載しております。

指標といたしましては、家庭教育の充実に対応し、「家庭教育セミナー受講者数」、また、地域の教育力の充実に対応し、「学校支援推進事業実施数」を掲げております。

● 3 3 2 豊かな心を育む学校教育の充実

次に 114 ページ、3-3-2 「豊かな心を育む学校教育の充実」についてですが、この基本施策では、子どもたちの豊かな心と確かな学力、健やかな身体を育むために、教育内容、教職員の資質指導力の向上、環境、体制の整備や、家庭・地域の連携、市立高校や幼児教育の充実についての施策を記載しております。

指標につきましては、ご覧のとおり 5 つ設定されており、施策 1 の中から特に、特別支援学級設置数として設定したものと、施策 1・2 を合わせた成果指標として、学校の授業が分かると思った児童生徒の割合を挙げております。

また、特に大きなものとしましては、3 番目の耐震化率で、計画期間の終了する平成 32

年度までに耐震改修工事を全棟終了させていただきたいことが挙げられております。

● 3 3 3 次代を担う青少年健全育成の推進

次に 118 ページ、3-3-3 「次代を担う青少年健全育成の推進」についてですが、この基本施策では、人付き合いの希薄化や社会環境の変化のなか、青少年を守り育てるための団体への支援、青少年の社会性を育み、地域社会における人と人とのつながりを再生するための交流活動や場の提供、さらに、いわゆるニート・フリーター問題に対応した自立の促進や職業意識の啓発についての施策を記載しております。特に施策の 4 については、青少年施策を総合的に推進するために新たに掲げたものです。

指標につきましては、青少年育成活動に対する参加者数、交流活動としての青少年キャンプ場の利用数、青少年会館の利用者数の 3 点が挙げられております。

● 3 4 1 多文化共生社会の実現

続いて 120 ページに移ります。政策の 4 「市民主体の国際交流の推進と世界平和」に向けた取り組みについてです。

まず、3-4-1 「多文化共生社会の実現」についてですが、この基本施策では、国籍にかかわらず、誰もが住みやすく、それぞれの力が発揮できる地域をつくるため、市民同士またはヘイワード市（アメリカ）、オーデンセ市（デンマーク）、西安市（中国）といった姉妹都市、友好都市提携を結んだ都市間での国際交流の促進や、市内に住む外国人支援の施策について記載しております。

指標としましては、市民主体、または都市間の交流事業参加者数や外国人住民への自立支援実績を挙げております。この指標についても変更がございます。

指標の 2 つ目、「自立支援事業を受けた外国人住民数」です。まず、「自立支援事業」とは何かについてご説明しますと、例えば市役所で手続きをする際の通訳や、日本語教室など、外国人に対する支援事業をかなり含めたものを総括しております。当初は、目標値を外国人登録人口の伸びと同程度としておりましたが、実際にはそれほど伸びておりませんでしたので、過去 5 年間の登録人口に対するサービス提供件数の比率で 32 年度の数値を推計しました。それに努力目標として 10%を加えた数として、23,500 人とさせていただきたいと所管課より申し出がございました。

● 3 4 2 平和施策の推進

最後に、3-4-2 「平和施策の推進」についてです。

この基本施策では、平和都市宣言の趣旨に基づきつつ、市民一人ひとりの心の中に平和を愛し大切にする気持ちを育て伝えられるようにするため、学校での教育や、市民・都市間の交流を通じた国際理解と平和意識の醸成・継承の施策について記載しております。

指標としては「平和都市宣言の市民の認知度」を掲げておりますが、平成23年度当初に市民意識調査により現状値を把握し、目標値を設定する予定です。仮の現状値として取得するために市政モニターに対するアンケートを実施しましたが、現在集計中でまだ結果は出ておりません。

3章の内容説明としては以上となります。

- ・ それでは、第4章「活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち（市民生活と結びついた多様な産業が息づく都市の形成）」について説明させていただきます。

125ページをご覧ください。本章では、商工業、農業・漁業、観光、消費生活に関する内容についてまとめております。

- 4 1 1 まちの活力につながるにぎわいの創出

126ページをご覧ください。4-1-1「まちの活力につながるにぎわいの創出」についてですが、ここでは、船橋の魅力を高め、多くの人々が船橋の良さを知り、訪れ、地域のにぎわいが生まれるように、産品ブランド・観光事業の推進などの取り組みについて記載しております。

指標についてご説明しますと、1つ目の指標「産品ブランドを発信したイベント来場者数」は、今後、地域経済活性化等のため、イベント等を通じて農水産品をはじめとした船橋発の様々な産品を発信するために設定しました。なお、現状値が空欄となっておりますのは、現在行っておらず、23年度以降様々な機会をとらえて産品ブランドを発信する予定であるためです。

2つ目の指標は「観光入込客数」とし、にぎわいと活気にあふれたまちをつくり、市民まつり、ふなばし三番瀬海浜公園など、観光・イベントなどで船橋を訪れる人を増やすことを目指します。

- 4 1 2 変化に対応できる地域産業の振興・育成

128ページをご覧ください。4-1-2「変化に対応できる地域産業の振興・育成」です。ここでは、商工会議所等との連携を深めながら、総合的な経済振興施策を展開するとともに、今後の社会動向を踏まえた新規・成長産業の育成や、企業誘致を進めることを記載しております。

指標1つ目としては、総合的な産業振興施策を展開するために、「商業団体との連携による事業数」とし、また、2つ目として、新しい分野・新しい事業への進出に取り組む中小企業等を支援するための施設である「ベンチャープラザの稼働率」としております。なお、細かい修正については、お手数ですが資料8をご覧ください、省かせていただき

たいのですが、「ベンチャープラザの稼働率」については、所管課にて精査した結果、指標現状値を80%から85%へ、目標値を90%から100%へ修正させていただきたいと申し出がございました。

- 4 1 3 魅力ある商業の振興

130 ページをご覧ください。4-1-3「魅力ある商業の振興」です。

商業の競争力を高め、消費者ニーズに的確に応えられるようにするため、地域と調和した魅力ある商業環境を構築するとともに、卸売業・小売業の高度化を進めることを記載しております。また、流通の拠点として中央卸売市場の活性化を図り、消費者に生鮮食料品等を安定的に供給することについても記載しております。

指標につきましては、1つ目として、消費者が利用しやすく魅力ある商業環境が構築されているかどうか調べるため「日常的な買い物に対する満足度」を設定しました。この指標の現状値および目標値が空欄となっておりますのは、来年度に市民意識調査を実施し現状値を取得したうえで、目標値を設定する予定であるためです。

2つ目として、本市の商業の競争力を高めた取り組みの成果として「年間商品販売額」を指標として設定しております。

3つ目として、商店街を活性化するために、商店街内の空き店舗を活用して行う事業の「空き店舗の活用数」を設定しました。

4つ目として、中央卸売市場の活性化の指標として、中央卸売市場の「市場年間取扱高」を設定しております。

- 4 1 4 活力ある地域工業の振興

132 ページをご覧ください。4-1-4「活力ある地域工業の振興」です。

産学等連携による新製品・新技術開発の促進を図ることなどにより、生産構造の高度化や製品の高付加価値化をすることを記載しております。また、工場の操業を維持できるように企業の生産環境の確保についても記載しております。

指標につきましては、1つ目として、市内の中小企業等の技術力の向上と新事業への進出を支援するための「新製品・新技術開発の補助金の申請件数」、2つ目として、市内企業の景気動向が見られる「製造品出荷額等」を設定しております。

- 4 1 5 時代に対応できる中小企業経営基盤の向上

134 ページをご覧ください。4-1-5「時代に対応できる中小企業経営基盤の向上」です。

中小企業の経営の安定化・活性化を図るため、相談、診断、指導などの経営技術指導体制の確立や人材育成、融資制度の充実を記載しております。

指標については、中小企業の経営環境の変化に対応し経営の安定化を図る目的で実施している「中小企業経営診断の実施企業数」を設定しております。

- 4 1 6 暮らしを支える雇用環境の充実

136 ページをご覧ください。4-1-6「暮らしを支える雇用環境の充実」です。

多様な人材が就労できる環境を構築するため、ハローワーク等の関係機関との連携による雇用機会の創出や中小企業の福利厚生制度の充実などについて記載しております。

指標につきましては、1つ目として、「中高年齢者・障がい者・新規卒業予定者向けの合同面接会の参加者のうち採用決定者数」としており、2つ目は、中小企業勤労者の福祉の増進および中小企業の振興を目的として設置された船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数を設定しております。

- 4 2 1 活力あふれる都市農業の振興

138 ページをご覧ください。4-2-1「活力あふれる都市農業の振興」です。

農業経営の基盤強化を図るため、担い手の育成や生産・販売・流通の高度化・合理化の推進や地産地消の推進を記載しております。また、市民に親しみのある都市型農業を実現するため、環境に優しい農業の振興や優良農地の確保、農業体験の機会の充実等について記載しております。

指標については、1つ目として意欲ある就農者の育成・支援のため、「認定農業者数」、2つ目として農業には食料を生産するという基本的な機能のほか、環境保全や防災など、多面的な機能を持っているため、「優良農地面積」を指標として設定しました。また3つ目として、農家の高齢化等による労働力不足の解消のため、「援農者の育成者数」を設定しました。

- 4 2 2 時代に対応した漁業の振興

142 ページをご覧ください。4-2-2「時代に対応した漁業の振興」です。

安定的生産が可能な漁業環境を構築するため、三番瀬の漁業環境整備・生産基盤の整備・漁業後継者の育成や水産業体験等を通じた地域住民との交流について記載しております。

指標につきましては、1つ目として、安定した漁業生産として漁獲高を設定しました。

2つ目として、市民に船橋の漁業について理解を深めてもらう漁業体験・講座への参加者数を設定しました。なお、漁業体験・講座への参加者数の目標値について、累計で記載したい旨、担当課より申し出がございましたので、目標値 50 人から、21 年度からの累計として 525 人へ修正させていただきたいと思っております。

- 4 3 1 安心できる消費生活の確立

144 ページをご覧ください。4-3-1 「安心できる消費生活の確立」です。

自立した消費者を育成するため、幅広い世代への消費者教育の推進や消費者被害の未然防止・解決のため、苦情・相談処理体制の強化と市民への情報提供について記載しております。

指標につきましては、1つ目として、賢い消費者の育成を目指し、消費生活に関するいろいろな問題を取り上げている消費者講座等の参加者数を設定しております。

2つ目として、消費者センターの助言を受けながら、自主的に問題を解決する「消費生活相談自主交渉解決率」を指標として設定いたしました。

第4章の説明は以上です。

(会長)

- ・時間も迫って参りました。休憩の後、ある程度区切りのつくところまで時間を延長したいと思います。また、ここで解決できなかった問題については、小委員会を設置して議論したいと考えます。

ー休憩

(金沢委員)

- ・3章について、4点ほど指摘したいと思います。1点目は素案 109 ページ、本市の議会では中ホール建設の陳情が何度か出され、そのうちの1つは採択されております。陳情内容を拝見しましたが、中ホールの建設により、既存施設ではできなかった様々な新しい活動ができると記載されておりました。これを踏まえ、芸術文化振興の中で中ホールの建設を盛り込んではいかがかと思えます。
- ・2点目、112 ページの「家庭教育」という用語は、千葉県の教育振興計画にも登場することから使用されていると思います。しかし、「現状と課題」では、働きながら子育てをする家庭への支援と、家庭教育という言葉が混同して使用されております。また、「教育力」という言葉も全く説明なく使われております。地域や家庭の教育力という概念は新しいものだと思いますので、そのまま総合計画で使うことに不安を感じます。引用するのであれば、船橋市がここに記載する家庭や地域の教育力、または家庭教育が具体的に何を指すのか、説明が必要と考えます。
- ・3点目、115 ページに関して。子どもの自殺やいじめ問題について、共産党では問題解決の方向性として、子ども達自身が自らの生きる権利や学ぶ権利など、大きく言えば子どもの権利条約という国際的な基準を学ぶことによって、自ら考えたり解決策を検討したりすることを提案しております。子ども達が自分の命を粗末にしているのではないかという問題意識から出発しておりますが、もし他分野や政策で対応されているならば、ここで取り上げる必要はないのですが。

- ・ 4点目、119 ページについて、青少年の健全育成の具体的内容は専門の方にお任せしたいと思いますが、現在議会では、船橋市内に青少年を対象にした施設が少ないのではないかという議論がなされております。青少年会館が若松に1ヶ所ありますが、利便性がよくない場所に立地しております。京成線の高架下事業の際に、そうした施設を設けてはどうかという意見も多く寄せられました。素案には「施設の活用の促進」とありますが、もし青少年会館を想定しているのであれば、施設そのものを増やすことを目標に掲げないと活用の促進につながらないと思います。

(会長)

- ・ 3章について、まず委員の皆様は論点を出していただき、その後、事務局ですぐに回答可能なものはご回答いただくことにします。

(有馬委員)

- ・ 104～105 ページの生涯学習の推進について、先ほどコミュニティ区のお話もございましたが、生涯学習に参加しやすい恵まれた地域と、学習難民というような、非常に不自由な地域があると公民館などでも聞いております。市民が等しく生涯学習を楽しむために、学習難民になるような地域があるのか、地域間格差があるのかどうか調査し、数値で表せるものや地域の問題があるならば教えていただきたいと思います。指標にも影響があると思います。
- ・ 114～115 ページの子ども達の「健やかな身体の育成」か「保育園の待機児童」に関わることだと思うのですが、病児保育や病後保育の項目が素案に見あたりませんでした。待機児童対策もさることながら、病児・病後保育も併せて充実していただかないと、働く母親が増加する中、有給休暇が取れるか取れないかで子どもの健康に一喜一憂し、日当もままならないという状況は変わりません。10年後の病児・病後保育の充実を目指して事業を展開していただきたいと思います。
- ・ 福祉もしくは男女共同参画のどちらに該当するかわかりませんが、DV 虐待、子どもへの虐待、高齢者虐待など、家庭内の様々な DV に対して相談事業は充実してきております。しかし、警察に駆け込む、もしくは来てもらう事態となった場合に、千葉県の女性サポートセンターなどに頼るのではなく、地域の家族は地域が守るという姿勢で地域に一時避難できる場所を作る事業を計画に盛り込んでいただきたいと思います。
- ・ 家庭教育支援については、千葉県教育委員会が「学校から発信する家庭教育支援」という事業を昨年度より開始しており、県内全域に資料等を配布しております。学校は学校外で起きたことにはあまり関わらないという伝統的考え方を破り、積極的に学校から家庭教育支援を発信するという考えで実施しておりますので、こうした動きを素案にも取り込んではいかがでしょうか。

(斎藤哲瑯委員)

- ・104 ページの「生涯学習の推進」で、もう少し詳しく「生涯学習」について説明する必要があると考えます。生涯学習は、もともと生涯教育という発想から生まれてきたもので、本来は家庭教育・学校教育・社会教育も含まれる総合的な考え方です。昭和 60 年代に入って生涯学習が使われ出したため、学校を卒業した後のどちらかと言えばリタイア後の学習だと思っている人が数多くいます。
- ・「生涯学習によるまちづくりの推進」の中で、「学校・家庭・地域の連携」という言葉が使われておりますが、言葉だけが踊っている感じがします。長寿化した人生をどう生きるかは重要なテーマであり、また、教育基本法にもあるように学校、家庭、地域との具体的な連携の方策をどのようにするべきか考えていく必要があります。そのためには、子育ての問題、子どものいじめ、児童虐待、学校の先生の悩みなど、船橋市の実態把握した上で、解決策を検討していくのが本筋です。
- ・今年度、柏市市内の小・中学校の先生 800 数十人を調査したところ、1 年間に 10 回以上クレームを受けた先生が 11 人、そしてこれらの問題解決のために要した対応回数は、30 回以上かかっている実態がわかりました。このような状況の中で、家庭、学校、地域をどう連携するのか、また、それぞれの家庭の役割も再考しなければならないと考えます。
- ・また、家庭の教育力の低下の背景、地域の教育力向上に向けて何をどうするのかなど、もっと具体的に基本を押さえて欲しいものです。

(村田委員)

- ・斎藤委員がおっしゃるように、子どもの教育等に関する素案の記述は、全般的に腑に落ちないという印象がございます。例えば、112 ページの基本方針のめざすべき姿に「地域で子どもを守り育てる環境が確立されている状態」と記載されておりますが、現状、そのような環境は確立されておられません。経済状況も含め家庭自体の崩壊も多々起きており、素案のように大括りで教育を語ってよいものか疑問が残ります。様々な面を検討した上での記述にしていきたいと思えます。

(斎藤哲瑯委員)

- ・104 ページに記載されております船橋生涯学習基本構想・推進計画は、今後見直しの必要性があると思われまますので、それらとの状況との整合性も考えなくてはいけないでしょう。

(本木委員)

- ・今年 4 月に「船橋の教育」という長期ビジョンが策定されております。その中で、いま議論のあった地域の教育力のことも含めて、基本方針が 8 つ挙げられており、議論も相当なされました。それをまとめたものとして、教育振興ビジョンと教育振興基本計画が策定されております。
- ・平成 20 年 6 月に社会教育法が改正され、5 条 15 項に生涯学習の成果をまちづくりに活

かし、地域に還元するように、という条項がございます。この素案では、市民の生涯学習活動の成果が社会に活かされる仕組みが構築されている状態が、めざすべき姿と位置づけられていると理解してよろしいでしょうか。

- 118 ページの指標「青少年の環境を良くする市民の会活動の事業参加者数」について、現状値が 468 人、目標値が 500 人とございます。市民の会活動は非常に多いはずで、先日も地域ふれあいの集いを開催しましたが、高根中学校区だけで 294 名が参加しました。どのようなデータの取り方をしているのでしょうか。

(まき委員)

- 104 ページの指標値に「まちづくり出前講座実施件数」が挙げられておりますが、「生涯学習の推進」の指標としてよいのか疑問がございます。あるいは、106 ページの「生涯学習によるまちづくりの推進」に該当するのでしょうか。まちづくり出前講座は市の施策に対して市民の理解を求めたり、意見を集めたりするためのものと認識しており、学ぶだけではないと思います。市のまちづくり出前講座の認識についても確認しておきたいと思います。
- 112 ページ、家庭教育については私も気になっております。家庭のあり方も非常に多様化している中で、このような形の記載でよいのか疑問を持っております。
- 114 ページについては、金沢委員が子どもの権利条約について言及なさいましたが、私はむしろ子ども達の自己自認（自分が自分であることを認められること）や、ここに産まれてよかった、船橋に暮らしてよかったという意識の低下が問題だと思えます。抽象的かもしれませんが、船橋の子ども達にはそうした意識、自分が大切にされているという意識が持てるような形で記載する方がよいと思えます。
- 115 ページの施策 2、主要事業の 3 点目に「教職員が子どもに向き合う体制の整備」とございますが、具体的にどのようなことかお教え願います。

(森田委員)

- 教育に関して、現在はゆとり教育から学力向上に向かい、この前の調査では学力が UP してきたように言われておりますが、114～115 ページの指標に「学校の授業が分かったと答えた児童生徒の割合」が 100%とございます。理想としては非常に素晴らしいですが、具体的にどうすれば実現するのか施策がはっきりしていないと思います。人材の教育は日本に非常に重要で、これができれば関東在住者は皆船橋に住みたくなり、船橋が魅力あるまちになります。具体的にどのように実現すると考えているのでしょうか。

(有馬委員)

- 112 ページ、「現状と課題」の 4 行目に「家庭や地域の教育力の低下などが指摘されていきます」と記載されております。国や県でも家庭の教育力の低下を盛んに言いますが、私はこれを「変化」と読み替え理解しております。家族の人数も出産数も少なくなり、家庭の姿が大きく変化しており、これからも変化が続くと考えられます。離婚率や再婚率

も増加傾向にあり、兄弟姉妹の関係も変化しております。家族とは何かという視点で考えますと、家族のあり方が地域にも影響を与えるため、家庭や地域の教育力の低下と記載する場合、どのような意味を持ってその言葉を使うのかを示した方がよいと考えます。

(まき委員)

- ・森田委員がご指摘になった「学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合」の指標の根拠を拝見しますと、青少年センター実施のアンケートによるものですが、現状値の86%（小6）、67%（中2）という数字は高すぎる気がします。現状を正しく把握したと認識しているのでしょうか。アンケートの根拠について、次回でよいので事務局にうかがいたいと思います。

(斎藤哲瑯委員)

- ・107 ページに「学校・家庭・地域の連携・融合」という言葉が出て参ります。「融合」という言葉は一般の人々にはわかりにくいため、連携・協力という言葉の方がよいのではないのでしょうか。

(本木委員)

- ・114 ページの指標値に、特別支援学級の設置校数が設定されております。特別支援学校の小学部は旧高根台第一小学校が統合されてそこに設置されましたが、10年間という期限付きであったため、残る8年間でその方向性を検討していく必要があります。今後については決まっておりますが、後期計画の期間に入りますので、こうした問題を計画に入れておく必要はないのでしょうか。
- ・先ほど、青少年を対象とした施設を青少年会館と理解してよいかという発言がございましたが、私は0～18才の施設として位置づけられている児童ホームも青少年施設と理解いたしました。児童ホームを今後どのようにしていくかも非常に大きな課題だと考えます。

(会長)

- ・事務局よりすぐにお答えいただけることもあると思いますが、先に、引き続き4章について意見を承りたいと思います。

(金沢委員)

- ・127 ページ「産品ブランドの推進」について、小松菜は既に実施しておりますが、取り組んでいるものについてなぜ指標がないのでしょうか。
- ・また、この施策で産品ブランドが記載されておりますが、後ろの農漁業の部分には記載されておられません。このような計画の組み立てでよいのでしょうか。
- ・131 ページ、市内の小売業といった場合、私は地元の地域商店街を意識するのですが、船橋市の統計では大型小売店舗も含まれると思います。ここでは地元の中小商店街と大型

小売店舗が区別されていない点が気になりました。大型小売店舗によるシャワー効果が期待される部分もあるかもしれませんが、市民の自営による商店を重視するのであれば分けて記載した方がよいと思います。

- ・ 144 ページ、「安心できる消費生活の確立」に高齢者向けの対策を加えていただきたいと思います。現在様々な分野で高齢者が詐欺等の被害を受けております。指標に「消費生活相談自主交渉解決率」がございますが、高齢者の自主解決は難しいため、サポートを考えていただきたいと思います。

(椎名委員)

- ・ 126 ページの「めざすべき姿」に「多くの方が本市の良さを知る」とございますが、船橋市は広くて人口も多く、商業集積も駅前だけでなく市内 30 ヶ所以上に集積していると思われれます。本市の良さを知るという観点からいたしますと、船橋駅周辺で成功事例を作ることも重要ですが、そこだけではなく、市内の各商業集積地点も含めて良さを知る、となるよう文言を検討していただきたいと思います。「本市」という表現で括ってしまうとわかりにくいと思います。
- ・ 129 ページ、「総合的な産業振興の推進」について、施策や資料の作成に市の方が非常に努力されているとは感じますが、絵に描いた餅に終わってはならないと思います。10 年前の平成 14 年に作成された商業振興ビジョンの記載内容を見ますと、現在も利用できるほど先進性のある内容です。しかし一方で、10 年前から何も進んでいないとも言えます。こうした点を踏まえ、10 年後の姿を具体化し、数値目標を達成することが重要だと考えます。
- ・ 具体的には、127 ページの主要事業「産品ブランドの発信」において、市、商工会議所、NPO 団体等が取り組んでおられますが、この 1～2 年で具体的な船橋ブランドを作り上げ、10 年で一流に育てることが重要だと考えます。一店逸品活動や B 級グルメを使った名物づくりなど成功事例はたくさんございます。船橋は小松菜を含め、先ほど漁業協同組合の内海委員からうかがった話では、セイゴ、フッコの類は船橋港の漁獲高が日本一とのことで、素晴らしいものがあるにも関わらず商業振興につながっていないと感じております。この 1～2 年で品物を絞り込んで育てる必要があると思います。
- ・ 131 ページ、先ほどもお話のございました大型店と零細小売店について、大型店は大店法が廃止され環境基準さえ守れば自由に出店できる立地法に変わったため、どんどん伸びております。大変革を迎えよい方向に向かっているとは思いますが、零細小売店は後継者がなく廃業しており、経営者の生活だけでなく、足が弱く車がない買物弱者の多さも問題です。まちの商店は子どものシェルターにもなり、まちの財産です。今後も零細小売店をつぶさないために、具体的な施策を打ち出す必要があると考えます。
- ・ また、「歩行者空間の整備や街路灯の設置など」との記載がございますが、歩行者空間がない理由に、放置自転車の多さ、歩道の狭さがございます。地上に駐輪場が整備できないならば予算がかかっても地下駐輪場を整備し、大震災に備えるためにも歩行者空間を確保すべきと考えます。商店街はまちの財産であるとの観点に立ち、商店街と行政が協

働いてまちを形成するという視点を計画に盛り込んでいただきたいと思います。

- ・ 3年前に船橋市産業振興基本条例が策定されましたが、罰則がなく有効性が弱い気がいたします。無秩序な店舗展開を行う大型店に対して、市がきちんと指導していく姿勢が大切だと考えます。

(有馬委員)

- ・ 素案全体に言えることとして、まだ一般市民に通じない難しい言葉でも、その言葉を育てていきたい場合には、使用の際に必ず解釈や訳語を添えるべきだと思います。
- ・ 例えば、128 ページの「インキュベーション施設」や、先ほどお話のございました 3R の「リサイクル」以外の 2 つの言葉の違いなどは市民に浸透しておりません。言葉をどう使うかに注意していただきたいと思います。

(川井委員)

- ・ 138 ページ、「現状と課題」の最終段落の「こうしたことから…」の中で、「担い手の育成」や「優良農地の確保」「遊休農地の解消」等が挙げられております。「担い手の育成」と「優良農地の確保」にはそれぞれ対応する指標が「認定農業者数」「優良農地面積」と記載されておりますが、「遊休農地の解消」すなわち耕作放棄地についても現状値と指標値を明記すべきと考えます。今の記載では船橋の農業の危機感が見えて参りません。
- ・ 船橋の畜産については、牛を例にいたしますと 15 軒の農家に 700 頭以上がおり、大都市の中で畜産が厳然として成り立っている特異な存在です。しかし、素案では 140 ページの施策 3 に「農畜産物」と記されているだけです。もう少し畜産業について評価し、畜産の振興についても具体的に記載していただきたいと思います。

(まき委員)

- ・ 3 点、提案と指摘をしたいと思います。
- ・ まず、第 4 章には多様な産業ということで商業、工業、観光等全てが含まれると理解しております。船橋の周辺地域（習志野、市川、松戸、鎌ヶ谷に近い辺縁部）について、それぞれの特性に応じた産業振興やまちづくりを、10 年間で具体的に考えていくべきだと思います。合併政令市になるとしても、どの市と一緒になるかわかりませんし、合併をしても必ず市境はございます。歴史的な施設や、自然・観光資源を生かし、地域特性をまちの活力やにぎわいにつなげることが必要です。
- ・ 136～137 ページの「雇用環境の充実」の「現状と課題」の中でニート問題等の指摘があり、主要事業にも「若者就業の支援」がございしますが、国の大きな課題でもある職業教育の重要性について、10 年後の具体像は無理だとしても、将来的な視点で記載していただきたいと思います。
- ・ 144 ページ、「安心できる消費生活」について、船橋では生産の場と直結した消費生活が成り立つことが大きな魅力と考えております。川井委員から畜産業について指摘がございましたが、生産の場と直結した消費生活の提案もどこかで行ってほしいと思います。

(北澤委員)

- 138 ページからの農業と漁業について、船橋市に自然が残っているとは言え、千葉県全体で見ると乏しく、生物の重要な生息地になっているのは水田や漁業を行っている干潟です。農業や漁業は生物や環境を守る産業と捉えております。例えば、漁業は水産物の水揚げを通して青潮や赤潮の発生要因となる富栄養化を防止し、農業は水田や周辺の水辺環境を維持し守る役割を担っています。「現状と課題」の項で、それぞれ「緑豊かな環境の維持」や「水質汚濁」など農漁業に結びつくような表現もございますが、具体的な方針や必要な対策としての記載が見当たりません。農業、漁業を通して環境を守っていくという役割を方針に記載すべきだと考えます。
- 川井委員からもお話がございました耕作放棄地については、全国平均は約 11%ですが、船橋市は 8%程度と平均よりやや低い値となっております。優良農地や集積が可能な野菜、樹園地などの高付加価値生産物が生産できる場所は放棄されておりましたが、狭い水田等、条件が不利なところから放棄が進んでいるように見受けられます。実は、そうした耕作放棄されやすい場所に、ホットスポットともいえる生物の生息に重要な場所が多くございます。現在の施策の方向性からは条件不利地における対策が見えてこないため、4章に記載するか2章に記載するかは検討の必要がございますが、条件不利な場所の農地を、環境を守る場として活用することや、農業や漁業に環境保全の役割を担わせるという方針を明確にすることが必要だと考えます。

(森田委員)

- 具体策に関して申しますと、128～129 ページに、これは船橋だけでなく全国共通の問題ですが、新規・有望産業が出てこないという記載がございます。日本では IP 公開が少なくなり学生も海外に出なくなっており、内向きの傾向が見られます。目標値では、ベンチャープラザ 35 室の入居率 100%とございますが、桁が違い、350 や 3,500 の間違いではないでしょうか。本来は国が取り組むべきことだとは思いますが、魅力ある先端のまちづくりとして、船橋がいち早く取り組んでいくことを望みます。

(斎藤哲瑯委員)

- ニートやフリーターの問題が指摘されていますが、小・中・高などを調査すると、「社会に出て働きたい」が約 3 割、「働きたくない」が約 3 割、「どちらともいえない」が約 4 割となっています。厚生労働省のデータを見ますと、大学卒業者で 3 年以内に仕事を辞める割合は約 35%に達し、その理由は「自分のやりたい仕事ではないから」、「人間関係がうまく作れないから」などが高くなっています。これは、船橋の若者も同様だと思います。
- 今の若者は地域社会の実態をほとんど知らないし、就職では大企業を目指す傾向が強いようです。その一方では、中小企業の人材不足は深刻で、技術が途絶えようとしています。中小企業の若者に対する PR 不足もあって、若者の目がなかなか向かない。魅力ある

職場の PR が必要だと考えます。商工会などがその中心となっていく必要があるのではないのでしょうか。地域に定着させるための方策も含めて、考えるべきだと思います。

(会長)

- ・意見はまだまだおありだと思いますが、期限を設定し、事務局に直接メールや FAX 等でご提出いただくことにしたいと思います。回答は次回になると思います。
- ・副会長から何か意見はございますか。

(副会長)

- ・各委員の発言をお聞きしておりますと、椎名委員が商工振興の立場から「具体策」を出したいという意見、また、斎藤委員は「船橋のポイント」という表現をなさいました。そこで、後期計画の目玉をどこに絞るか皆で議論してもよいのではないかと思います。素案にはリーディングプランがございしますが、それらも見ただで、色々必要とされる中で特に目玉に据えるものを1つか2つ、4章まで検討したところでお正月を挟みますので、その間に各委員で考えてきて議論できたらおもしろいと感じました。

(会長)

- ・施策は重要な順番に並べられていると思いますが、指標もそれに合わせて並べていただきたいと思います。また、重要な指標が抜けていないかとの指摘もございましたので、事務局で確認をお願いします。
- ・時間もございませんし、事務局からの回答はどうしますか。

(事務局)

- ・本日出された意見は多岐にわたり、また、同じ論点について別々の角度から述べられたものもございしますので、事務局で一度整理したいと考えます。

(会長)

- ・次回、1月12日(水)に第4回総合計画審議会がございします。そこで5章・6章に関して説明を受けますと、議論が必要なことが相当出るものと思われしますので、その後の小委員会を開く必要があると考えます。

3. その他

(事務局)

- ・本日の追加意見は12月24日の朝までにいただきたいと思います。

(会長)

- ・それ以降は受け付けないということではございません。同じことを何度もというのは避けたいと思いますが、審議会の期間中であれば、新たな問題については議論する必要が

あると思います。

- ・委員から最後に何かございますか。(特になし)
- ・事務局から何かございますか。

(事務局)

- ・次回は1月12日に開催いたします。事前に資料等をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

- ・これにて第3回総合計画審議会を終了します。活発なご発言をありがとうございました。

(以上)